

# 第1節 知的財産専門人材の育成

我が国では、2002年2月の内閣総理大臣を主催者とする知的財産戦略会議の初会合を皮切りに、知的財産基本法の成立（2002年11月）、知的財産立国の実現に向けた国家戦略である「知的財産推進計画」の策定（2003年7月）と以後毎年の見直しなど、知的財産の重視による国の競争力強化のための国家戦略を進めてきた。知的財産の重要性が高まるにつれ、知的財産に関する業務は質、量共にますます拡大しており、特許権や著作権といった知的財産の管理に携わる部門はもちろん、これまで知的財産との関わりが少なかった部門でも知的財産に関する知識・能力を持つ人材が求められるようになってきている。

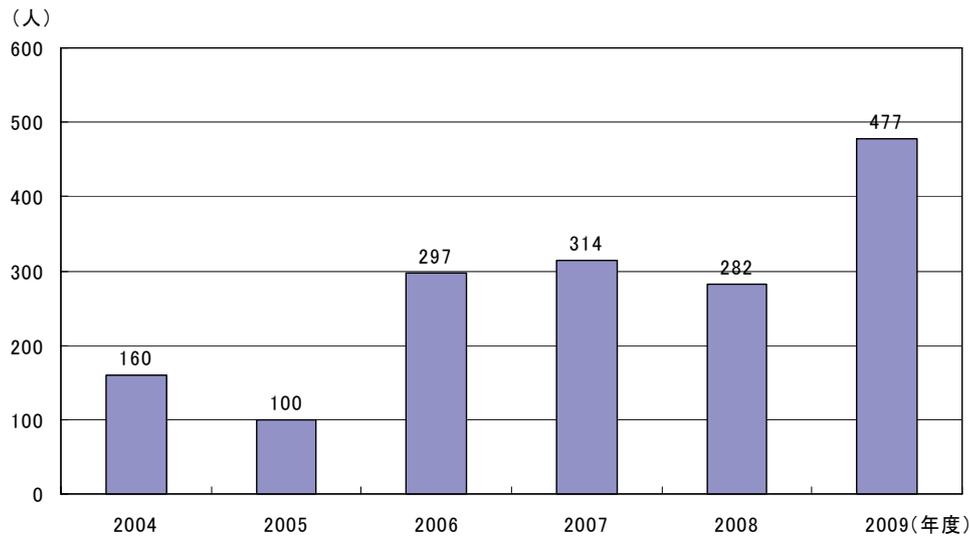
このような状況を踏まえ、「知的財産推進計画」においては、知的財産に関わる人材（知的財産人材）の育成の重要性が強調され、そのための具体的施策が取り上げられてきた。さらに、2006年1月には知的財産人材の育成に取り組むための総合的な戦略として「知的財産人材育成総合戦略」が策定され、知的財産の保護・活用に直接的に関わる「知的財産専門人材」から、知的財産の創出やマネジメントを行う人材、学生・生徒や一般消費者に至るまでの知的財産に関わる多種多様な人材の育成を集中的に行うことが定められた。知的財産分野の専門職大学院が複数開設され、法科大学院においても知的財産に関する講義が行われるなど、知的財産人材の育成が急速に進展する中、この方針に即し、様々な知的財産人材育成支援策が総合的に推進されている。

このような中、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）では、2004年10月に人材育成業務を開始して以来、先行技術調査手法、審査基準など、特許庁の有する専門的な知識、経験及びノウハウを提供することを通じて、「知的財産立国」の担い手の育成を図っている。

## 1. 調査業務実施者の育成

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年（1990年）6月13日法律第30号）」の改正に伴い、2004年度から調査業務実施者育成研修を実施している。本研修は、登録調査機関において先行技術調査を行う調査業務実施者（サーチャー）になるための法定研修（同法第37条）である。特許審査迅速化を実現するために精度の高い先行技術調査を行う調査業務実施者の着実な育成は極めて重要であり、本研修は調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて基本的知識を体系的に学習し、この知識を実習や討論を通じて実践することで、調査業務に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

## 【調査業務実施者育成研修】



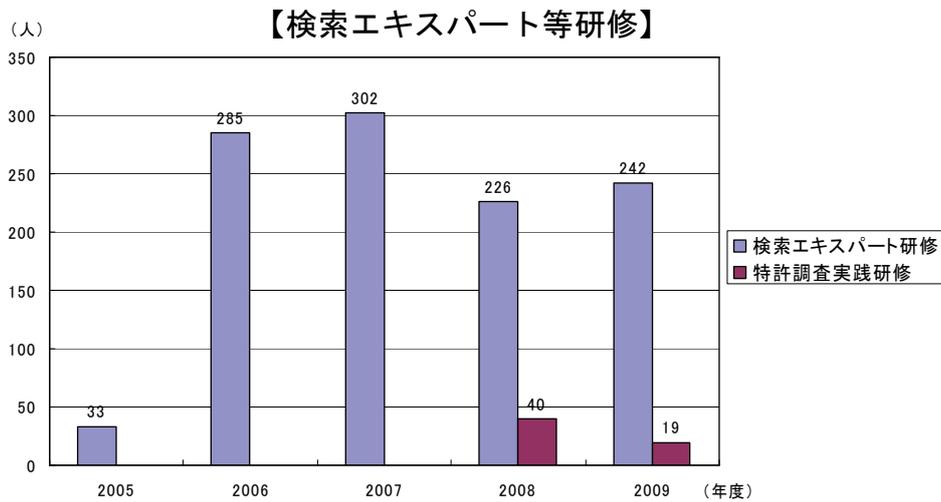
(資料) INPIT 作成

## 2. 検索エキスパート等の育成

2005 年度より特許庁審査官が検索に関して有する知識及びノウハウの提供等を目的として、特許や意匠の検索手法についての研修を実施している。

検索エキスパート研修は、特許について中級・上級の2コースと、意匠の1コースを開設している。中級は、研究者や大学知的財産本部関係者等を対象として特許電子図書館（IPDL）を通じて提供される特許情報を活用し、研究テーマの方向性や特許出願・審査請求の可否を判断するための調査をできる人材の育成を目指している。上級は、企業等で先行技術調査に従事している者等を対象に、審査官端末と同等の端末を使用して、より実践的に先行技術調査を学ぶ内容としている。意匠は、意匠権や先行意匠の調査能力を高め、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切に捉えることができる人材の育成を目指している。

また、2008 年度からは、知的財産実務の経験が浅い企業等の知的財産担当者や特許事務所等のリーガルアシスタントなどを対象に、特許調査についての知識と実践能力の育成を目的とする特許調査実践研修を実施している。



(備考) 意匠コースは 2007 年度に新設。

(資料) INPIT 作成

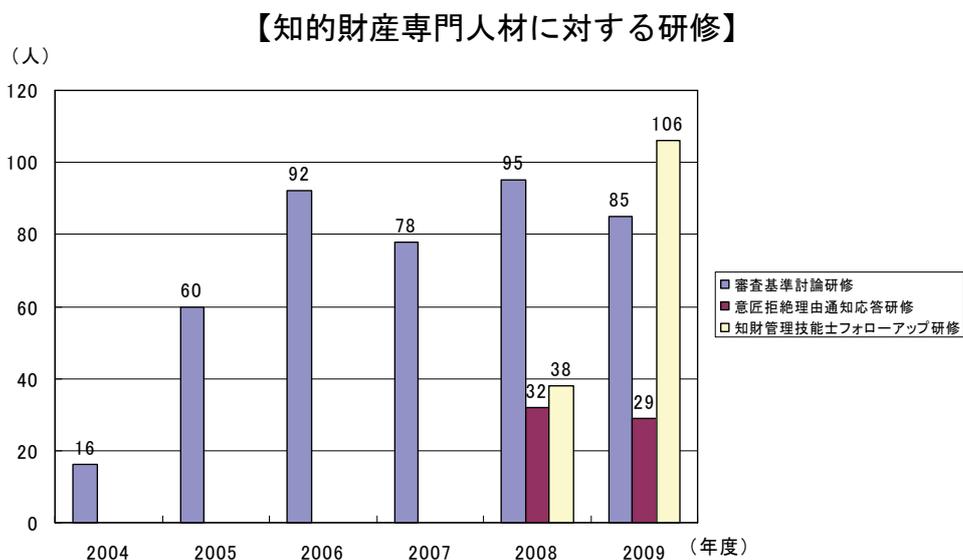
### 3. 知的財産専門人材に対する研修

2004 年度より、弁理士・弁護士・企業知的財産部員等の知的財産専門人材を対象とした各種研修を実施している。

審査基準討論研修は、複数の具体的事例を用い、グループ討論を通じて審査基準を学ぶ研修であり、特許及び意匠について実施している。

また、意匠拒絶理由通知応答研修は、審査官からの拒絶理由通知の内容を正しく理解し、的確な対応を行う実践能力を修得することを目的としている。

さらに、国家試験「知的財産管理技能検定」合格者のうち 1 級及び 2 級資格者を対象として、知的財産管理技能士の知識・技能の維持・向上を図るためのフォローアップ研修を実施している。



(備考) 意匠拒絶理由通知応答研修及び知財管理技能士フォローアップ研修は 2008 年度に新設。

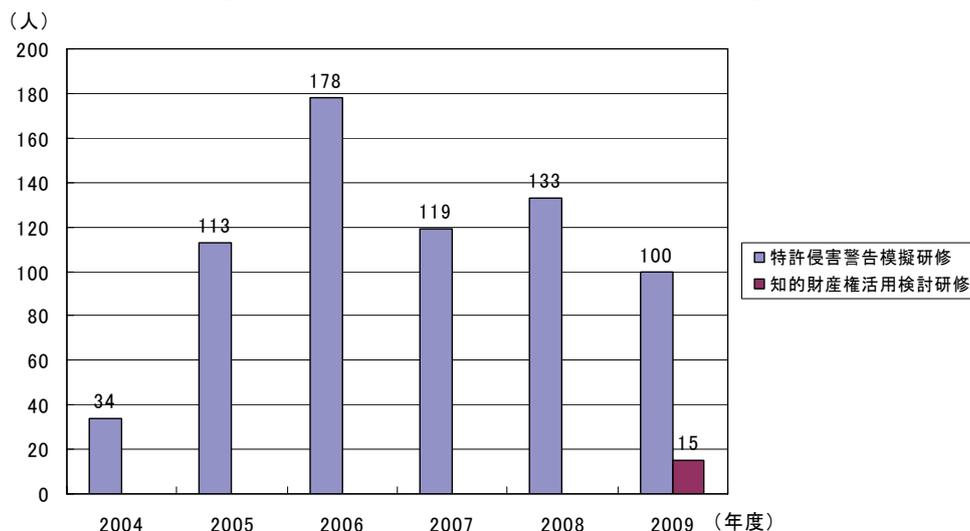
(資料) INPIT 作成

#### 4. 中小・ベンチャー企業に対する研修

2004年度より、中小・ベンチャー企業における経営者や知的財産担当者に向けて、特許侵害警告書の受領を疑似体験するという実践的な研修を実施している。特許侵害警告書への応答内容の作成や、警告側企業との交渉までに準備すべき事項の検討等を通じて、特許侵害警告に対する対応力強化と、知的財産マインドの向上を図ることを目的としている。

また、2009年度に、中小・ベンチャー企業において、知的財産をいかに企業経営に活用するかを研修生同士が討論する研修を新設して開催した。

【中小・ベンチャー企業に対する研修】

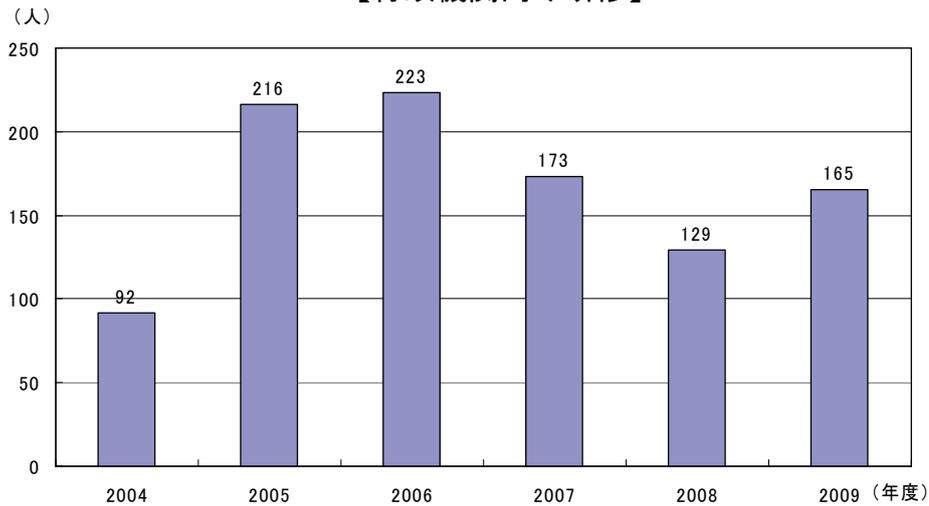


(資料) INPIT 作成

#### 5. 行政機関等に対する研修

2004年度より中央省庁や地方自治体、独立行政法人等において、知的財産に関する業務を担当する職員を対象とし、その業務遂行に必要な知識を習得することにより、知的財産制度の円滑な運用と、知的財産権の活用に資する人材の育成を目的とした研修を実施している。また、2008年度からは、独立行政法人教員研修センターと連携して、高等学校（主に工業等の専門学科）の教員に向けた研修を実施している。

## 【行政機関向け研修】



(資料) INPIT 作成

## 6. IP・e ラーニング

いつでもどこでも効率よく自己研さんを図るため、e ラーニングによる学習環境を IP・e ラーニングとして提供している。IP・e ラーニングは特許庁職員への学習機会の提供を目的として 2004 年度から作成が開始され、職員が身につけるべき知的財産制度の知識、審査・審判制度の運用、知的財産制度に関する政策などを学習する教材を提供しているが、これらは職員以外の者にとっても有用と考えられることから、2005 年度からはインターネットを介して外部に向けた提供を行っている。

### 【提供中のコンテンツ】 (2010 年 4 月時点)

- ・産業財産権を巡る我が国の現状と今後
- ・不正競争防止法の概要及び営業秘密の適切な管理について
- ・審査のための法律概論 (入門編)
- ・技術ライセンス ―特許の取扱いに関連する契約―
- ・審査・審判のための行政法の概要について
- ・特許審査実務の概要
- ・平成 19 年度改訂審査基準の概要
- ・特許審査の流れ
- ・特許審査の進め方
- ・審査のための特許法・実用新案法概論 1 (入門編)
- ・審査のための特許法・実用新案法概論 2 (入門編)
- ・意匠制度の概要
- ・意匠審査実務の概要
- ・商標審査の進め方
- ・特許出願の手続
- ・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願制度の概要と手続

- EP 特許制度と審査実務
- US 特許制度と審査実務
- パリ条約概論
- 商標の国際登録出願（マドプロ出願）の概要について
- 登録の手続
- 審判請求等の手続
- 先行技術調査の進め方～より精度の高い調査に向けて～
- IPC、FI、F タームの概要
- ECLA の概要
- esp@cenet の概要
- epoline の活用
- IPDL の活用（平成 19 年度改訂版）